

当座預金の商品概要 1/2

★小切手または手形により、払戻いたします。

★口座開設(当座勘定取引開始)にあたっては、当金庫所定の審査をさせていただきます。

項目	内容
名称または愛称	当座預金
ご利用になれる方	個人および法人のお客様
期間	期間の定めはございません。
預入方法等	① 預入方法: 随時お預入いただけます。 ② 預入金額: 1 円以上 ③ 預入単位: 1 円単位
払戻方法	小切手または手形により、払戻いたします。
預入金利	無利息となります。
金利情報の入手方法	-----
税金	-----
手数料	小切手帳および手形帳の発行には、当金庫所定の手数料がかかります。
付加できる特約事項等	公共料金の自動支払いのお取扱いができます。
中途解約時のお取扱い	-----
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部(9時～17時、電話:0969-24-1177)へお申出ください。</p> <p>紛争解決措置 熊本県弁護士会紛争解決センター(9時～17時、電話:096-325-0913)で紛争の解決を図ることも可能です。</p> <p>また、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)へ直接お申出ください。</p> <p>上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)へ直接お申出頂くことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用頂けます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所へお問合わせください。</p>

当座預金の商品概要 2/2

項目	内容
その他参考事項	① 一定の事由が生じた場合、当金庫からお客様へ通知し、ご解約いただくことがあります。 ② 預金保険制度の付保対象預金です。全額保護されます。

※口座開設の際ご用意頂くもの

- ご印章(実印並びに使用印)
- ご本人の確認資料、法人の場合は登記簿謄本等